

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第213号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
東御市(冠せず)大日向字下柳田540の7
- 2 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第214号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
中野市大字永江字斑山8156の700
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第215号

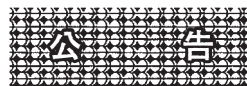
次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
北安曇郡小谷村大字千国字沢下乙2648の14(国有林)
- 2 保安林として指定された目的  
雪崩の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム上田店  
上田市秋和五里堂152-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻
㈱カインズ	午前9時30分

(変更後)

小売業者名	開店時刻
㈱カインズ	午前6時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前6時から午後8時30分まで

- 4 変更する年月日  
平成29年3月27日
- 5 届出年月日  
平成29年3月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成29年4月10日から平成29年8月10日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社 西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	34台	34台
2	41台	21台
3	10台	20台
4	20台	20台
5	12台	12台
6	-	10台
合計	117台	117台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

平成29年11月28日

5 届出年月日

平成29年3月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年4月10日から平成29年8月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成29年4月10日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習

2 講習の種別、実施日時及び定員

講習の種別	実施日時	定員
新規取得講習	平成29年6月5日(月)～平成29年6月15日(木) 午前9時30分～午後5時30分 (受付時間 6月5日(月)午前9時05分から午前9時20分まで)	20名
追加取得講習	平成29年6月8日(木)～平成29年6月15日(木) 午前9時30分～午後5時30分 ※追加取得講習の初日の開始時間のみ、午後1時10分からとする。 (受付時間 6月8日(木)午後0時40分から午後1時00分まで)	20名

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、使用施設の休館日、6月12日(月)を除く。

3 実施場所

長野県長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階

長野市生涯学習センター

4 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定

(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)のオからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講の手続

### (1) 事前申込み

#### ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得すること。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

(5) 電話1本につき1人の受付とする。

(6) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切る。

#### イ 電話受付日

講習の種別	電話受付日	電話受付時間
新規取得講習	平成29年4月26日(水)	午前9時から 午後5時まで
追加取得講習	平成29年4月27日(木)	午前9時から 午後5時まで

(受付日時、時間は厳守すること。)

### (2) 受講申込書の提出

#### ア 提出期間

平成29年5月15日(月)から5月19日(金)までの午前9時から午後5時までの間とする。

#### イ 提出場所

事前申込みの際に指定する長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

#### ウ 提出方法

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与した受付番号を申告するとともに受講者本人が指定した提出場所へ申請書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

### (3) 提出書類

#### ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)には、提出前6月以内に撮影した無帽、正

面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの1通

#### (4) 受講対象者に該当することを疎明する書面1通

a 前記4の(1)のアに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 前記4の(1)のイに該当する場合は、1級の検定に係る合格証明書の写し

c 前記4の(1)のウに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 前記4の(1)のエに該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し

e 前記4の(1)のオに該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 追加取得講習

(7) 受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの)1通

(4) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

(5) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(4)の書面

## 6 受講手数料及び納付方法

### (1) 新規取得講習

47,000円相当の長野県収入証紙を、受講申込書の提出時に納付すること。

### (2) 追加取得講習

23,000円相当の長野県収入証紙を、受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

## 7 その他

(1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に行うこと。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課